

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当方が休日に当たるときは、その翌日)

を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事  
平  
林  
漁

鳥取縣規則第五十八号

県立学校の授業料及び県立武道館等の使用料の减免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県立武道館等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

◇規則  
◇告示  
県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

## 土地改良事業計画の適否の決定

土地収用法による土地の立入り（二件）

## 開発行為に関する工事の完了（八件）

実費弁償の額等、選挙運動従事者及び投票者は文し支給することができる。

◆公 告 保母試験の合格者

規則

鳥取県告示第八百十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条において準

告示

改め  
る。

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

鳥取県立鳥取青年の  
家及び鳥取県立大山  
青年の家

用する同規則第十七条の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	域	期 間	面 積
鳥取市丸山町地内の国道九号の丸山橋東詰を起点とし同点から同国道を南西に進み、県道田島片原線に至り、同県道を南方に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を更に南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を南東に進み、国道五三号に至り、同国道を南方に進み、千代川堤防上の歩道(円通寺橋西詰)に至り、同歩道を北西に進み、市道長谷七号線に至り、同市道を北西及び南西に進み、県道長谷鳥取線に至り、同県道を北方に進み、国道九号に至り、同国道を西方に進み、鳥取市伏野地内の溝川橋西詰に至り、同所から溝川左岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み福部村岩戸地内の塩見川左岸に至り、同左岸を南方に進み、国道九号に至り、同国道を南方及び西方に進み、村道湯山海土線に至り、同村道を西方に進み、国道九号に至る	鳥取市丸山町地内の国道九号の丸山橋東詰を起点とし同点から同国道を南西に進み、県道田島片原線に至り、同県道を南方に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を更に南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を南東に進み、国道五三号に至り、同国道を南方に進み、千代川堤防上の歩道(円通寺橋西詰)に至り、同歩道を北西に進み、市道長谷七号線に至り、同市道を北西及び南西に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み福部村岩戸地内の塩見川左岸に至り、同左岸を南方に進み、国道九号に至り、同国道を南方及び西方に進み、村道湯山海土線に至り、同村道を西方に進み、国道九号に至る	昭和五十三年九月二十六日から昭和六三年九月二十五日まで	平林鴻三
鳥取銚獣禁止区域			

国府町山崎地内の県道国府八東線と農道中山線との分岐点を起点とし、同点から農道を北東に進み、鳥取地域森林計画に定める国府町の六九林班と七五林班の境界に至り、同境界を北西に進み、谷尾川に至り、同川を東方に進み、町道柄	り、同国道を南西に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、柏道(通称覚寺越)に至り、同柏道を南東に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、鳥取市覚寺地内の背谷入口に至り、同谷を南東に進み、高聳山頂(二八八米)に至り同山頂より高聳山稜線を南東に進み、旧城山国有林の石標三五〇号に至り、同点から同国有林と民有林との境界を南西に進み、国有林石標三七八号に至り、同点から同境界を南西に進み、国有林石標三九四号に至り、同点から山林と耕地の境界を北西に進み、八幡池堤防の東端に至り、同所から同堤防を南西に進み、同堤防の西端に至り、同所から山林と耕地の境界を南西に国道九号に至り。同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域
--	--

扇ノ山銃  
獵禁止禁  
止区域

本一〇号線に至り、同町道を東方及び北方に進み、県道上地柄本線に至り、同県道を北方及び東方に進み、町道大石線に至り、同町道を東方に進み、町道大石高棟領線に至り、同町道南東に進み、町道上地高棟領線に至り、同町道を西方に進み、県道国府八東線に至り、同県道を南北及び西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

四〇九  
ヘクタール

### 鳥取県告示第八百十八号

昭和五十三年五月一日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（中島地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第八百十九号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
堀（清水）地区ほ場整備事業	昭和五十三年三月二十日	関金町
石谷地区農道舗装事業	昭和五十一年十二月二十五日	東伯町
公文地区農道舗装事業	昭和五十二年十一月十日	"
田越地区農道舗装事業	昭和五十二年十二月二十五日	"
江北地区農道舗装事業	昭和五十二年九月二十四日	"
勝田地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十五日	北条町
四ヶ村地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十六日	赤崎町
上浅津地区農道舗装事業	昭和五十三年三月二十六日	羽合土地改良区
羽合地区農業用排水事業	昭和五十二年十二月二十五日	"
中田地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	天神野土地改良区
上坂地区農道舗装事業	昭和五十三年三月十五日	"
東峰地区農道整備事業	昭和五十三年二月二十日	大榮町



## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年三月二十三日 鳥取県指令受都計第百七十九号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大覺寺字穴田及び字長隈通り

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五九番地

日本土地株式会社

代表取締役 岸本友末

## 鳥取県告示第八百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月二十六日 鳥取県指令受都計第百七十九号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市生田字西河原及び丸山町字大平ル

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町本泉一七八番地二

株式会社リヨーコー

代表取締役 岩本卓司

## 鳥取県告示第八百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年七月十三日 鳥取県指令受倉土維第五百三十八号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字中尾字西我免

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八番地一

東伯町農業協同組合

組合町理事 中本 基

## 鳥取県告示第八百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年七月十三日 鳥取県指令受倉土維第五百六十六号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称**  
倉吉市新田字中筋通
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**  
倉吉市仲ノ町七五八  
天理教東陰分教会  
代表役員 穀本義夫

**鳥取県告示第八百二十六号**  
次の開発行為に関する土事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三  
一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月六日 鳥取県指令受倉土維第六百九十三号  
二 開発区域に含まれる地域の名称  
倉吉市福庭字坂根、字坂根平及び字清水

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市鶴見区緑三丁目四番一二二号  
宗教法人金剛寺  
代表役員 長谷川靈信

- 鳥取県告示第八百二十七号**  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和五十三年九月二十六日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三  
一 開発許可の年月日及び番号
- 昭和五十年十二月二十四日 鳥取県指令受倉土維第七百十五号  
二 開発区域に含まれる地域の名称  
倉吉市山根字中鴨田及字下鴨田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
倉吉市山根五八二番地一  
有限会社味想  
代表取締役 濑尾一夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤崎町大字赤崎字東松山及び西谷海道ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤崎町大字赤崎一一〇七番地一

協同組合赤崎ショッピングプラザ

代表理事 太田吉治

### 鳥取県告示第八百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十二月二十四日 鳥取県指令受倉土維第千四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字三朝一〇一四番地

三朝ラジュームガーデン株式会社

代表取締役 矢部三郎

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対する支給が可能である報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動のために使用する労務者に対する支給が可能である自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限られる。）に対し支給ができる報酬の額を次のように定め、昭和五十年二月鳥取県選挙管理委員会告示第七号（選挙運動従事者及び労務者に対する支給ができる報酬の額等について）は、廃止する。

昭和五十三年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給ができる報酬の額

イ 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ロ 船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ハ 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

ニ 宿泊料（食事料二食分を含む。）  
一夜にかかる七千円  
ホ 弁当料

一食につき五百円、一日につき十五百円

ハ 茶菓料

一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給するものとする額

酬の額

イ 基本日額

四千五百円

ロ 超過勤務手当

基本日額の五割に相当する額

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給するものとする額

費弁償の額

イ 鉄道賃、船賃及び車賃

それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額

ロ 宿泊料（食事料を除く。）

一夜につき六千円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法律第一百四十二条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額 一日につき四千五百円

公 告

昭和53年8月5日から8月8日までの間に実施した鳥取県保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和53年9月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

出井 和江	北 真理子	村田 美穂	古川 享子	岡村智栄美
川口 修子	福島美智子	熊野 佳子	辻藤みその	細谷 幹子
平田 範子	戸川 妙子	村川 弘美	田中 則子	錦織 優子
東原 信子	北村 厚子	糸井 好子	竹安 町子	小草 慶子
田口 さち子	大藤 美枝	竹内 宜子	田中 順子	橋詰佐代子
高橋 貞子				